

3 近世^{と きみなど}十三湊に関する基礎的考察

長谷川 成一

-
- | | |
|----------------|-------------------|
| はじめに | 3 「奥州十三之図」の年代について |
| 1 十三湊の地名呼称について | おわりに |
| 2 十三津波伝承再論 | |
-

論文要旨

本稿では、近世十三湊に関して、いずれも今後の研究を進める上で基礎となる、次の3点にわたる課題を掲げ、それらについて説明する作業を実施した。

第1は、十三湊は近世に果たして「とき」呼ばれていたのか、あるいは「じゅうさん」と呼ばれていたのか、すなわち訓読みなのか音読みなのかについて、従来の通説と各史料を再検討した。その結果「十三」は中世以来の「とき」の呼称が本来なのであって、近世に入って次第に音読みのそれと併用されるようになった。江戸幕府から命じられた享和3年(1803)「陸奥国津軽郡村仮名附帳」の作成に際して、弘前藩が音読みを採用したことから、音読み「じゅうさん」が十三の地名呼称として定着した。そこには近世国家における漢字文化の普及によって漢字表示地名が呼称地名を変改してゆく姿が看取され、十三も例外ではなかった。

第2は、十三津波伝承について、藩政時代には前代歴譜などに掲載された「興国元年の海嘯」伝承と津軽一統志等に見える白髭水伝承とは別個のものであった。しかし、近代にはいって両者の伝承が広く知られるようになったことから、次第に同じものとみなされるようになり、その結果1940年代には現在における「興国元年の海嘯」=白髭水、いわゆる十三津波伝承が形成されるようになった。

第3は、近年注目を集めている「慶安元年極月 奥州十三之図」(函館市立図書館蔵)の年代について考証した。ほぼ同様の時期と手法で描かれたであろうと推定される鱒ヶ沢・深浦の湊絵図(同館蔵)との比較考証の結果、天和3年(1683)以前の絵図であることは間違いなく、さらに慶安元年の年記を正確なものであると立証はできなかったが、17世紀前半の十三・鱒ヶ沢・深浦の各湊を描写したものと見て支障はないのではないか、という結論を得た。

以上の3つの主題はいずれも相互に密接な関連をもつものとはいえないが、今後の近世十三湊の研究に際して決して見落としてはならない基本的な問題であろう。また中世十三湊を記す中世史料が決定的に不足している現況からすれば、十三湊に関する近世の史料類や絵図、伝承の再吟味は中世十三湊の解明に手掛かりを与えることが可能なのではないかと考えるのである。

はじめに

中世十三湊の研究としては、古田良一氏の「津軽十三湊の研究」(『東北大学文学部研究年報』第7号所収 1956年、以後、古田氏論文と略記する)があまりにも有名であり、それは現在では古典的な位置にあるといっても過言ではなかろう。したがって中世にかぎらず近世の分野であっても、従来の十三湊に関わる研究は古田氏論文を踏まえて進展してきたし、その傾向に今後も基本的な変化はないであろうが、近年の国立歴史民俗博物館を中心とした、十三湊の本格的な発掘による貴重な成果が、千田嘉博・小島道裕・宇野隆夫・前川要「福島城・十三湊遺跡 1991年度調査概報」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第48集 1993年 所収)として発表され、従来の文献史料を主とした研究に大きな影響を与えた⁽¹⁾。

このように発掘によって得られた歴史考古学の成果は、まことに貴重なものであった。しかし文献史料による研究に限界がきたのかといえそうではなく、とくに中世から近世にかけての十三湊や、近世弘前藩の四浦の一つとして重要な役割を担った十三湊に関しては残された問題も数多くあり、今後解明しなくてはならない課題は山積しているといってもよかろう。本稿では、まず初めに古田氏論文でも論じられ、その後もさまざまな研究者によって検討されてきた、次に掲げる二つの課題について改めて解明を試みることにしたい。

すなわち第1の課題としては、十三湊の地名呼称の問題がある。近代以前に「十三」は当時「とさ」と呼ばれていたのか、もしくは「じゅうさん」なのか、訓読み「とさ」と音読み「じゅうさん」の地名呼称の歴史的な変遷は、いったい如何なるものであるのか、その点をまず明確にしてゆきたい。

第2のそれは、すでに1988年に拙稿「津軽十三津波伝承の成立とその性格—『興国元年の大海嘯』伝承を中心に—」(佐々木孝二編『総合研究津軽十三湖』北方新社 1988年 所収)を発表して、文献史料においては興国元年の大津波は確認できないということを明らかにし、この度の十三湊の発掘に際しても津波の痕跡は発見されなかったことが表明された。しかしこれらの成果にも関わらず、津波伝承の根強い存在は否定しがたく、十三津波伝承について前稿を発表して以後、新たに採訪した史料の紹介も兼ねて、改めて私見を披露することにしたい。

なお本稿では、上に掲げた課題を追及する限りにおいては、中世安藤氏について触れる必要性を認めない。その理由は、従来唱えられてきた十三大津波と安藤氏の歴史は重なりあうことはなく、そのことは歴史的事実として認定しがたい旨を拙稿にあって論述し、大方の理解を得られたという判断に基づいている。したがってその点から中世安藤氏の件については、言及しないことをお断りしておく。

これらの課題に加えて、第3に、近年注目されている近世前期の十三湊を描写したと推定される「奥州十三之図」(函館市立図書館蔵)の年代を考証したい。

以上に掲げた三つの課題はいずれも近世十三湊に関する諸問題を考察する上で基礎となる事柄であり、本稿で明確にした各点が当該研究の進展に寄与できればと考えている。

1 十三湊の地名呼称について

地名の呼び方については、周知のごとく確実な史料に見える地名にルビが付されている場合は支障はないが、そのような史料は歴史的に見ても数多くあるわけではない。したがって地名の呼称は色々と難しい問題をかかえており、正確な呼び方を確定することは多くの困難をともなうものである。十三湊も同様であり、古くから地名の呼称をめぐるさまざまな議論・論争がくりかえされてきた。また、最近、高橋富雄氏は「津軽十三湊の歴史言語学」と題する論稿を発表し、「とおおきのみなと遠長湊」が「とさみなと十三湊」になったという新説を打ち出して注目されている（『日本歴史』561号 1995年）。

さて十三湊の地名呼称をめぐる論争を、古田氏論文をもとに簡単に整理してみると次のようになる。すなわち「十三」は本来「じゅうさん」とよむのが妥当であるというのが、吉田東伍・加藤鉄三郎の両氏を代表とする主張で、吉田氏は延暦・弘仁頃の俘囚の「爾散南」（にさなむ）にちなむものであり、加藤氏は熊野信仰と関係のある十三塚からその地名がおこったものである、という⁽²⁾。それに対して古田氏は、近世に残された史料には「とさ」と記したものが多く、本来は「とさ」と読んだのが、のちに「じゅうさん」と呼ぶようになり今日に至ったと主張する。さらに「とさ」が「じゅうさん」へと変化したのは、確実な証拠はないとしながらも、弘前藩主に土佐守を称するものがあって、「とさ」を忌んで「じゅうさん」というようになったという説があり、それを「封建時代としては不思議なことではない」と、述べている。時期については、3代藩主津軽信義か、8代藩主のぶはる信明が土佐守を称しているの、そのいずれかと思われるが、信義の時期が一般的である、としている（古田氏論文2頁）。

現在では、古田氏の見解がおおむね支持されているように見え、例えば加藤氏の説は、市浦村十三地域に十三塚の遺構が検出されていないこともあって⁽³⁾、「十三」の地名呼称が、本来は「じゅうさん」なのだという説はあまり見受けられない。しかし古田説が果たして、十分に説得力をもつものであるのか、筆者はさらに検討の必要があるのではないかと思う。前述の如く古田氏論文では、「十三」の呼称について近世の史料に依拠していることから、論文の発表以後に広く知られるようになった新たな中世・近世史料に基づいて、さらに付け加えることがあるのではないかと考える。加えて藩主の官職名を遠慮して、地名の呼称を変更させたとする土佐守忌避問題は、果たして妥当なものであるのか、さらにそれらの見解を離れて、近世における「十三」の地名呼称については史料を再度見直してみる必要があるのではないかと等、これらの問題意識に基づいて考察をおこなうことにする。なおあらかじめお断りしておきたいのは、本稿はあくまでも文献史料に基づいて議論を進めていくのであって、地名の起源などについては、その範囲をこえ

るものであるから、それらについては触れないことにしたい⁽⁴⁾。

さて古田氏論文のなかで、「十三」を「とさ」とよむ例証として掲げた史料は、前述のごとく近世の史料であって、中世の具体的な史料をあげておらず、すなわち中世では「とさ」と呼称したというのが自明のこととなっていた。「じゅうさん」とよむのが本来なのであるという吉田・加藤両説をくつがえすには、やはり中世に「とさ」と呼称したとする点を証明しなければ、有効な反論とはならないであろう。「十三往来」(『津軽一統志』付巻所収)や「十三湊新城記」(秋田家文書)は、過去の繁栄をしのんで作られた後世の写本であって、当時のものではない。しかも両史料には「とさ」というルビが付されていないし、たとえ付されていたとしても何時の時点のものか、それを立証しなくては、中世に「とさ」と称したという証明にはならない。また有名な室町時代の航海法「廻船式目」(『海事史料叢書』第一巻 成山堂書店 1969年復刻 所収)に「三津七湊」の一つとして十三湊が掲げられており、同史料の最も古い天正7年(1579)の写本にみえる「十三湊」の文言には、「とさ」もしくは「じゅうさん」のルビはない。

中世の呼称と表記 神奈川県藤沢市の清浄光寺(遊行寺)の所蔵にかかる「時宗過去帳 第一号甲」の、「第十三代他阿弥仏 応永廿四年四月十日」の項には、「奥土佐湊法阿父」とある⁽⁵⁾。奥とは陸奥国をさすのは自明のことであるから、この場合の土佐は高知の土佐のことではなく、陸奥国の十三湊を示しているとみてさしつかえなからう。すなわちこの場合の土佐は十三のことであって、地名の呼称が「とさ」であったことはまず間違いない。また応永24年は1417年に該当し、15世紀の前半に土佐(十三)湊は、「とさ」と称されていたことが認められよう。しからば中世の十三湊は、十三とは記さず土佐と表記されていたのであろうか。中世文書に十三湊と記載した文書は、現在のところ確認されていないので、確たることはいえないが、「政所内談記録」寛正4年(1463)の項に(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻 近藤出版社 1980年243頁)、「十三丸 大船」とあることから、「十三」の地名表記はなされていたとみてよいであろうし、呼称は土佐にならったものであって「じゅうさん」ではなく、「とさ」と呼び慣わしたものと推察される。また永享8年(1436)の本浄山羽賀寺縁起にも、「奥州十三湊日之本將軍」(『岩波思想大系20 寺社縁起』岩波書店 1975年 73頁)とあり、中世での正式表記は、やはり「十三湊」であることは間違いない。

さらに時期は若干降るが、天正12年(1584)6月10日、正親町天皇が青蓮院尊朝法親王へ下した綸旨には、若狭羽賀寺の再興を安東愛季へ促すよう下命した箇所が見え、その中で安東愛季を「十三湊」と称している(『大日本史料』第11編7, 天正12年6月10日の条)。このように中世から戦国末期にかけての十三湊の表記は、前掲羽賀寺縁起と同様、多くは安東氏と同寺再興との関わりでなされていたようである。

近世の呼称と土佐守忌避 古田氏論文も含めて、従来の研究成果は近世史料に依拠して十三の地名呼称に関する議論を展開してきたが、ここでは先学が拠ってきた近世史料を選別し⁽⁶⁾、確認し直す作業をおこない、その上で新たな史料を付け加えて先に掲げた問題に迫ることにしたい。

さて近世に入って確実な史料で、もっとも早く十三が表記されたのは、管見の限りでは、正保2年(1645)の「陸奥国津軽郡之絵図」(青森県立郷土館蔵)に見える「十三村」であり、村高5石の鼻和郡の一村として十三湖の河口付近に描かれてある⁽⁷⁾。ここには当然の如く、地名の呼称を知る手掛かりは見当たらない。また同年の「津軽知行高之帳」(弘前市立図書館蔵)にも同様の記載が見えるものの、その呼び名を伺うすべはない。しかし弘前藩で作成した、慶安2年(1649)「津軽領分大道小道磯辺路并船路帳」⁽⁸⁾(同前)によれば、

とさ五三里

一、小泊之間

とあり(第89図参照)、前後の関係地名と前項に「一、十三湊」と見えることから、「とさ」は十三であることが判明した。慶安2年当時、すなわち17世紀のなかほどに、十三を「とさ」と称していたのは疑いない事実である。この4年後に成立した承応2年(1653)の「津軽領道程帳」(同前)には、「十三湊」とのみあって、地名の呼称に関する記述は見当たらない。後にさらに詳しく触れるが、慶安2年の時期は、弘前藩3代藩主津轻信義が、すでに寛永11年(1634)12月29日に従五位下土佐守に任官している(『寛政重修諸家譜』第12 統群書類従完成会 1965年 74頁)。藩庁が正規に作成した藩政史料で十三を「じゅうさん」とせず、「とさ」と表記したことは、もし土佐守を忌避して「十三」を「じゅうさん」と称するようにとの指令が出されていたとするならば、当然のごとく、このような表記の仕方を藩庁自身はするはずがない。この点は、土佐守忌避問題の妥当性を疑わせる有力な材料の一つとみてよかろう。なお古田氏論文も消極的なかたちで触れているように、土佐守忌避に関する記述は、享保期成立の弘前藩の官撰史書である「津軽一統志」(弘前市立図書館蔵)にも、寛政期に成立した準官撰史書「津軽編覧日記」(同前)にも登載されず、さらに維新後に編纂された『津軽歴代記類』などの編纂史料にも全くみあたらない。

〔補注〕藩主の官職名を遠慮してそれを使用させないという事例は、例えば、出羽国本荘藩において次のようなことが見られる。時代は降るが、弘化2年(1845)、同藩9代藩主六郷政恒の嫡子政^{まさただ}殷が伊賀守に任官した際、藩士の日記である「須藤五郎右衛門日記」(秋田県岩城町資料館蔵)同年正月5日の条に、

今度若殿様御事、旧冬御官位、十六日伊賀守様と称し奉り候事、十九日御前髪被為取候事、右ニ付、伊之字相除、尤何文字ニ而もいと誂候文字不相成候、

とあり、伊賀守の「伊」の文字と「い」と読む字を使用してはならないと命じたという。なお弘前藩では、「国日記」延宝6年(1678)3月13日の条によれば、「家康秀忠光綱為信牧義政」の11字を禁^{きんじ}字と定め、名乗り字として使用することを禁じた。徳川家と津軽家の当主の名乗り字についての遠慮を命じているが、本荘藩で見られたような官職名に関わっ

第89図 「津軽領分大道小道磯辺路并船路帳」の「とさ」の部分

での禁字の指定はなかった。

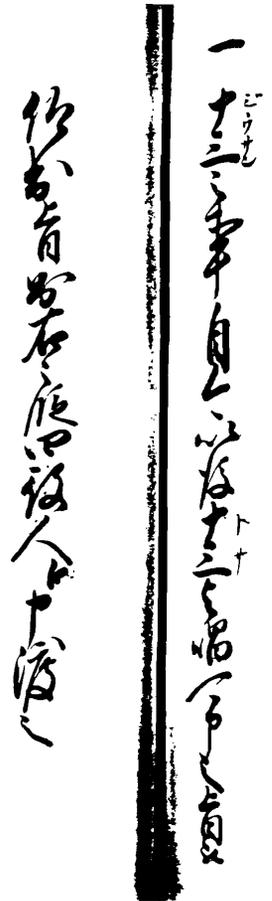
4代藩主津軽信政の時代にはいて、元禄13年(1700)、弘前藩では信政の世子信寿の、前月に決定した土佐守任官を祝い、加えて藩主の無事帰国を慶賀する能興行でにぎわう弘前城において、10月18日、次に掲げるような布達を出した。「弘前藩庁日記 国日記」(弘前市立図書館蔵、以後、国日記と略記する)元禄13年10月18日の条によれば、

一、^{ジウサン}十三之事、自今以後^{トサ}十三と唱可申之旨被仰出旨、則右之段四役人^{トサ}申渡之、

とあり(第90図参照)、「ジウサン」を以後「トサ」と称せよという指令であった。この文言を見た場合、次の2つの問題点が浮上してこよう。第1は、先に述べたように慶安年間に「とさ」を称していたのが、何時から「じゅうさん」と称するようになったのか。第2は、先の土佐守忌避問題との関連からすれば、わざわざ世子が土佐守に任官した直後であるから⁽⁹⁾、本来ならば官職名に遠慮して「とさ」から「じゅうさん」へ呼称を変更せよというのが常識的な布達であろうに、その反対の措置をとったことである⁽¹⁰⁾。

まず後者の方から検討すると、土佐守忌避は、このような歴史的な経過と史料的にまったく確認不可能な背景からすればありえることではなく、3代藩主信義の時期に「とさ」から「じゅうさん」への地名呼称の変更はなかったと考えるのが妥当ではなからうか。年代はくだるが、明治9年(1876)の「新撰陸奥国誌」(『みちのく双書 第17集 新撰陸奥国誌 第3巻』青森県文化財保護協会 1965年、本稿では誤植などの問題から東京大学史料編纂所謄写本の同書を使用した)津軽郡42 十三村の項によれば、「旧ハ十三ヲトサト昌しか、^{トサ}十三ハ秀栄カ幼名ナレハ其名避シトモ云ヒ、又土佐と称セシ人アリテ其ノ名ヲ称揚シ、トサト呼ヒシカ、後ニ至テ今ノ唱ニ改メシナリトモ云リ、何レカ是ナルヲ了セス」とある。これによれば十三は元来「とさ」と称すべきものであって、土佐と称した人物を称揚して忌避したのではない。忌避に関わるのは、伝説の人物である十三藤原氏の藤原秀栄の幼名「^{トサ}十三」にちなんで回避したが詳細は不明、というものであろう。このような各説を踏まえて、本来の十三は「とさ」の呼称が正しいのであり、理由は色々ではあるが後に変更して、現在の「じゅうさん」となったとしている。したがって明治の初期にあって、3代藩主信義の従五位下土佐守任官による忌避の動きは藩政時代にもありえなかった可能性が高く、あるいは「新撰陸奥国誌」にみえる記述を誤解して、土佐守忌避問題がいわれるようになったのは、近代に入ってからではないかと推察される。

それでは第一の問題点にもどって、元禄期の「ジウサン」から「トサ」への、いわゆる音読み



第90図 「国日記」元禄13年10月18日の条

から訓読みへの変更、ないし音読みの停止について考えてみたい。なお漢和辞典や国語辞典類によれば、十は音読みが「ジュウ」、訓読みは「と」「とお」であり、混乱しやすいのであえて基本的なことではあるが記した。したがって十三の音読みは「ジュウサン」、訓読みは「とさ」である。

中世において十三を「とさ」と訓読みしていたことは、先に確認した。ここに当該の問題の解明に、大きな前進をもたらしてくれるきわめて魅力的な論説が存在する。塚本学「地名と幕府」(同氏著『小さな歴史と大きな歴史』吉川弘文館 1993年 所収)は、享和3年(1803)に実施された江戸幕府の郡村仮名附帳編修事業をとりあげて⁽¹¹⁾、かな地名と漢字地名の歴史的な在り方を考察したものである。同氏は、大部分の地名は、漢字の知らない人によって生み出され、漢字知識を持つ者によって漢字名が作り出されてきて、列島における漢字文化の普及とともに漢字表示地名の方が呼称地名を変改し圧倒してゆく動きも進んだという。その例として、三河国碧海郡は、「倭名類聚抄」では阿乎美^{あほみ}の郡が、天正18年(1590)には「へきかいノかうり」と表示された事例を紹介している(同書237頁)。

塚本氏の所説に依拠して、「十三」の地名呼称を整理してみよう。中世において「とさ」と称したのは確実であって、きわめて簡単な漢字である「十三」の漢字表記がなされたことから、訓読みから音読みの「じゅうさん」へと変化するのには、塚本氏が例に挙げた「碧海郡」以上にたやすかったことは容易に想像できよう。したがって「十三」が「じゅうさん」と音読みされるのは、漢字の普及にしたがって近世のかなり早い段階で進んだことが想定され、先に掲げた慶安2年の「津軽領分大道小道磯辺路并船路帳」(弘前市立図書館蔵)に、「とさ」とわざわざ訓読みの表記をしたのも、じつは音読み「じゅうさん」がある程度なされていたからであるとも思われる。元禄13年に藩庁で音読みをやめて訓読みにするようにとの布達を出したのは、訓読みと音読みの併用が現実にあったからにほかならず、本来の地名呼称にするべきであるという藩庁の意思を表明したものであった。つまり前述のように根拠がきわめて薄い土佐守忌避問題とは関与しない、全く別の次元で考えるべき問題なのである。享保年間に成立した官撰史書の「津軽一統誌」には、首巻に「十三湊」、元和8年(1622)の2代藩主津軽信枚による領内巡見についての記事においても、「十三^トへ御下り」と、一貫して訓読み「とさ」のルビをふしていることを明記しておきたい⁽¹²⁾。

「とさ」と「じゅうさん」の併用 宝暦年間に津軽地方へ来訪した近江商人が、鯨ヶ沢において書いたという『津軽見聞記』(『新編青森県叢書』第3巻所収 函館市立図書館蔵、本稿では函館市立図書館所蔵本の同書を使用した)の領内の道程を記した箇所⁽¹³⁾に、「十三^{ジュウサン} 八里」とあり、音読み「じゅうさん」の表記が初めてここにみえるのである。しかし明和7年(1770)に成立した「増補日本汐路之記」(『海事史料叢書』第8巻 成山堂書店 1969年復刻)31頁に、「鯨ヶ浜とも十三^ト浜ともいふ灘なり」とあり、ほぼ同時期に音読みと訓読みが並存していた。菅江真澄が寛政8年(1796)6月から7月にかけて西津軽郡の各地を旅行した記録である「そとがはまきしょう

(外浜奇勝)、『菅江真澄全集』第3巻 未来社 1978年)にみえる「十三」の表記は、「刀左」,「登差」,「刀舎」,「十三」などであって、真澄は一貫して訓読みを通してしている。また同書の127頁の天註の箇所、「等散は十三の湖をいふ。十あまり三の川なんいりく。さりければその名を十三といふにこそ」(同前)とあり、十三の川が十三湖に流入しているから十三という地名が生まれたのだと述べている。これは津軽一統志にもみえる所説であり、前記の加藤鉄三郎氏は、反対の結論を導き出して音読みの根拠としているが(同氏「十三名称問題の帰結」『うとう』第45号 1958年 19頁)、当時においては、真澄のように考えていたのが一般的であったのであろう。

音読み「じゅうさん」の成立 それでは、現在の地名呼称である音読みの「じゅうさん」は、いつの頃から正式な読み方になったのであろうか。筆者は、おそらく前記塚本氏の所説を紹介した際に掲げた、享和3年(1803)、江戸幕府が全国的に実施した、郡村仮名附帳編修事業においてはどうかと考える。弘前藩では、同年6月、幕府の布達に従って「陸奥国津軽郡村仮名附帳」(弘前市立図書館蔵 津軽古図書保存会文庫)を作成し、同藩江戸屋敷の雨森権市の名で幕府勘定所へ提出した。そこに記載された「十三」は、次のようなものであった。「十三村」,「十三町」,「十三湊」,遠見番所として「十三浦」,と全て音読みとなっていた。このうち幕府では各藩から提出された郡村仮名附帳の精査を実施して、その間違いを指摘して再調査を命じた。弘前藩の場合、それは「享和三年郷村仮名附帳公辺御書出之節江戸表調違并村名違之儀ニ付往復書簡留」(同前)にみえるところであり、右の史料によれば、「十三村」以下の「十三」に関わる地名は再調査の対象となっていない。ここに幕藩体制下において、「十三」は音読みの「じゅうさん」が正式な地名呼称として、幕府も藩も双方認める呼び名として確定したのであった。

当該の調査が実施される、わずか7年前に十三地方を旅行した菅江真澄が、「十三」を全て訓読みで読み、決して音読みの表記をしなかったことは、当時、訓読みがそこに住む人々のなかで通常になされていた呼称であったからにはほかならず、音読みはやはり特殊なケースであったことを想定させる。幕府の調査を契機として弘前藩が音読みに転化したのは、漢字文化の領内への悉皆的な浸透を幕府へ印象づけたかったのかもしれない。筆者には同藩の意図を解明するに足る準備は、今のところないのでこれ以上の推測は差し控えたいが、まさに漢字表示地名が呼称地名を変改し圧倒してゆく姿が看取されよう。ルビを付した史料がほとんど存在しないこともあるが、これ以降、「十三」を訓読みで記すことは史料に見えなくなり、少なくとも弘前藩の藩庁史料からは、管見の限りでは訓読みにしたものはみつかっていない。すなわち享和3年の「陸奥国津軽郡村仮名附帳」に記された地名呼称は、前掲の明治初年の「新撰陸奥国誌」における地名表記「十三村」の音読みに接続するものであり、19世紀初頭に決められたそれは、現在まで通用する地名呼称に定着したのであった。

しかし本章を終えるにあたって付け加えておくべきは、十三湖の小字は「土佐」であって「十三」ではない、ということである(『新訂青森県地名辞典』青森放送 1979年 市浦村の項)⁽¹³⁾。

小字の地名由来を勘案すれば、やはり十三は訓読み「とさ」が本来的な呼称なのであり、地名の痕跡から逆に元来の地名を復元する手法はよく使われるが、呼称においても同様なのではないか、と思われるのである。

2 十三津波伝承再論

現在広まっている、いわゆる十三津波伝承について、その内容を一応ここで確認しておきたい。近年の代表的なものとして、『日本歴史地名大系2 青森県の地名』（平凡社 1982年）では、「興国元年に大津波があって、十三湊は被害を受けたと伝えられる」（同書19頁）、「興国元年（1340）白髭水とよばれる大津波で湊は一時壊滅状態となった」（564頁）など、興国元年の大津波＝白髭水によって中世十三湊が壊滅状態となり、十三湊を拠点としていた安藤氏に打撃を与えたとある。これらの十三津波伝承に対して、さまざまな疑問を抱いてまず第一に伝承の成立過程を検討し、中世安藤氏との関わりや典拠史料などの吟味をおこなったのが、前掲の拙稿「津軽十三津波伝承の成立とその性格－『興国元年の大海嘯』伝承を中心に－」であった。

そのなかで明確にしたのは、次の6点であった。すなわち①「興国元年の海嘯」⁽⁴⁾の存在もしくはその伝承は、確たる史料の提示と論拠をもって実証されたものではない。②白髭水伝承と津波伝承は、直接的に結び付く可能性は低い。③「興国元年の海嘯」は、十三藤原氏系図に見えるものであり、それは元になった、17世紀末から18世紀初めに成立した「可足筆記」には存在しなかった。④18世紀から19世紀の初めにかけての時期の津軽地方において、十三津波伝承（興国元年の津波＝白髭水）はみえず、近世津軽地方の民間に流布した伝承ではない。⑤十三藤原氏系図類は、弘前藩において19世紀に入って成立したもので、維新後「興国元年の海嘯」は「新撰陸奥国誌」などに採録されることになって、人口に膾炙することになった。⑥十三津波伝承は、中世史料にはまったく存在せず、「興国元年の海嘯」と安藤氏の海上活動を関連づけて論じることは現代において盛んにおこなわれた。したがって中世史料と十三藤原氏系図を無限定につなぎ合わせた議論であって、きわめて無理があり安藤氏と十三津波を結び付けるのは無意味であろう。

以上のことから、「興国元年の海嘯」を記す十三藤原氏系図類はもとより荒唐無稽のものであるから、歴史的な事実とはとうてい考えられないし、文献史料から十三津波の存在を確認するのは不可能であって、存在しなかった可能性が高いと結論づけた。その後、拙稿にて論証した点につき有力な反証もなく、また津波の存在についての自然科学的な検証もなされたことを聞かなかつたので、「興国元年の海嘯」伝承は消滅したものと判断していた。しかし近年、ふたたび十三津波伝承が安藤氏との関わりで述べられるようになり、さらに筆者にとって衝撃的であったのは、1993年9月、江戸東京博物館で開催された、第10回古地震研究会で、地震学の専門研究者から、興国の大津波が存在したという前提で報告がなされたことである。それは、自ら論証したものでなく、他の研究者が発表したものに依拠した結果であったが（その研究には津波の存在を確認し

た文言はない)⁽¹⁵⁾、津波伝承の根強い存在と拡大に驚くとともに、当該問題に関して再度論じる必要があろうと痛感させられた次第である。

自然科学的に津波が存在したか否かは、人文科学系の研究者にとってとうてい解明できる問題ではないが、このたびの中世十三湊遺跡の発掘調査においては、津波の痕跡は検出されておらず、歴史考古学の立場から津波の存在は否定されたと見て支障なかろう。それでは十三津波伝承の検討は不要であるかといえばそうではなく、自然科学分野からの検討はさておき、いわゆる「興国元年の海嘯」伝承は歴史的にみて存在し、かつ現在に至るまでさまざまな影響を社会の各方面に与え続けてきたのであるから、我々歴史学を学ぶものとしてはそのような意味からも考察しなければならない課題であろう。

白髭水伝承の再検討 本稿では、先に述べたように拙稿発表後、有力な反証を得ることがなく、加えて遺跡発掘調査の成果も拙稿の趣旨を裏付ける内容であったことから、拙稿を特段に補正する必要は今のところないと考える。したがって、ここでは先に掲げた拙稿の要点の、②白髭水伝承と津波伝承は、直接的に結び付く可能性が低い、という点を更に掘り下げる必要があろう。拙稿において残された課題として触れておいたように、近世社会にあって歴史的に実在した白髭水伝承の内容を検討して、「興国元年の海嘯」伝承との関わり、ないし接続と変容の過程を解明することにしたい。

さて白髭水(白鬚水ともいう。鬚とはシュ、くちひげ・あごひげの意)については、「津軽一統志」付巻(弘前市立図書館蔵)に、次のように見える。

一、高倉の明神と岩木の権現と御取合有之、津なみ・洪水夥し、其時津軽所々の伽藍流れ亡るなり(中略)、右白鬚水に田光の沼出る也、山つなみ、海つなみの時、外の浜と田名部の間崩れ海になる由申伝ふる也、

右によれば、高倉明神と岩木権現の争いで津波や洪水が生じて寺院の伽藍が流亡し、田光沼ができ、「外の浜と田名部の間」すなわち陸奥湾が創成されたというものである。その際の「津なみ・洪水」を、津軽一統志の編者は「白髭水」と称したもののようであるが、時代を経るにしたがって津波のほうは消え、大洪水が主たる概念となってゆく。「平山日記」は、安永9年(1780)五所川原地方を襲った大洪水を「往古白髭水已来之洪水之よし時ノ人申候」(『五所川原市史』史料編2上巻 五所川原市 1995年 866頁)と説明し、白髭水は洪水伝承として、津軽地方の人々に語りつがれていたことが判明する。

時期については、きわめて漠然としており興国元年(1340)などというような具体的な年を明記しての記事ではなく、記事内容も伝説の域を出ない性質のものであった。17世紀末から18世紀初頭に成立した「可足筆記」に、この白髭水伝承が存在しないことは、すでに拙稿で明らかにしたことであり、したがって津軽一統志の編纂過程で弘前藩が蒐集した史資料に基づいて、これらの伝承が記載されることになった可能性がある。

異聞録の白髭水 その推測を裏付けるものとして、寛政10年(1798)11月の序文をもつ「津軽旧

事異聞録」(東京大学史料編纂所蔵謄写本 以後、異聞録と略記する)は興味深い記録である⁽¹⁶⁾。この史料は、明和9年(1772)の津軽地方大地震の後、最勝院の僧侶が廻郷して「御国の旧記」を問い質して蒐集した情報の手記や、享保期の津軽一統志編纂にあたって領内に史料蒐集を実施したが、その際に藩庁から採録されず返却された史料を改めて編者が蒐集し編集した史料である、と凡例に記している。編者は浦町組高田村(現青森市)の源茂招という人物であった。この異聞録には、「興国元年の海嘯」の記事が見えないことを、まず第一にお断りしておきたい。従来の研究ではまったく紹介されていない史料であって、白髭水については、次のように記録している。

一、昔白髭水と云ふ洪水ありて、大同年中坂上田村丸御建立の伽藍流出し、又ハ津軽大海となりて山ハ崩れて前より広きと云、而ニ白髭水の年号ハ田村將軍より遥ニ後の事也、されハ今の藤先の城跡あるハいぶかし、又十三ニ左衛門殿居城ある、是も埋ミたとある、左衛門殿ハ文治以前の人也、又文治の後、此洪水あるか予か知る所ニ非ず、故ニ書記さゝるもの也、知者も尋ぬへき事也、

先述の津軽一統志の記述よりは、だいぶ具体的な内容になってきており、右によれば坂上田村麻呂以後、文治以前に白髭水なる洪水が津軽地方を襲ったことを述べており、それからすれば藤先(藤崎)城の城跡の存在と、十三の城の埋没は不思議であるとしている。要は当時において白髭水は文治年間以前の洪水なので、それ以後にこのような洪水があることを編者は関知しないとしている。なお左衛門とは十三藤原氏の祖藤原秀栄のことをさし、伝説上の人物である。

興国元年の海嘯と白髭水 さて「興国元年の海嘯」を記す、「前代歴譜」(「陸奥弘前津軽家譜」坤 東京大学史料編纂所蔵 所収)をはじめとする津軽家の家譜類については、拙稿で既で紹介したので、ここに改めて再録することはしない。ただし参考のため簡単に紹介すれば、興国元年8月に颶風がおこって、津軽六郡・糠部・外ヶ浜が覆没し、死者十万余人を出し、弘安4年(1821)の蒙古襲来の頃に大津波があつてから三度十三城は破壊された、というものである。颶風とは、はやて・つむじかぜをいうが、颶の一字では、大暴風、台風をさし、右の記事内容からすれば、台風による大暴風とみなすのが妥当であろう⁽¹⁷⁾。同じ「前代歴譜」の系図では、藤原秀光の項に「時有海嘯大圯外浜之地十三城亦壊」とあり、大津波を海嘯としている。ここにおいて白髭水と「興国元年の海嘯」とは、同一のものとはみなされていない。また「前代歴譜」中にも白髭水に関する記述はない。加えて津軽一統志や異聞録にみえる白髭水襲来の時期は、大海嘯襲来の興国元年とはまったく相違し、この点からも本質的に異なるものと認識されていた可能性が高い。

それでは白髭水と「興国元年の海嘯」とが、同じものもしくは重なりあうものとしてみなされるようになったのは、いつの時代からであろうか。それは、おそらく明治初年の「新撰陸奥国誌」の編纂が実施されたのち、興国元年の海嘯の事柄と白髭水についての記事が右書に盛られ、両者の知識が広まるにつれて、そのような認識が形成されていったのではないかと考える。「新撰陸奥国誌」にみえる白髭水については、木造村と十三村の2カ所の該当部分を紹介しよう。いずれ

も前掲東京大学史料編纂所の所蔵にかかる、謄写本の「新撰陸奥国誌」によった箇所である⁽¹⁸⁾。なお「前代歴譜」の記事内容も「新撰陸奥国誌」の十三村の項に本文がそのまま白髭水とは区別して収録されており、それについては紙幅の関係から本稿では割愛した。

木造村は、

昔ヨリ田苑曠大ニ多カリシカ何ノ比ニカ白髭水ト呼ハル洪水ニ山ハ崩レ沼トナリ、海ニ沈ミヌト云フ、コレヨリ先白鬚ノ老人見レ出テ、予メコノ洪水ノ災アランコト語リシニヨリ、シラカ水ト云伝タリト云フ、南部ニモ白鬚水ノコトヲ伝ヒ、会津ニテハ白鬚ノ翁浮木ニ乗テ鶴沼川ヲ降りシト云伝ヘ、会津旧事雑考ニハ白髭水ハ天文（アキママ）年ノ洪水ノコトヲ云トアリ、
(カッコ内は筆者注)

十三村は、

昔者津軽ノ祖秀栄コヽニ都セシ由ナレトモ、所謂白髭水ニ沈没セシトテ、其遺蹟サイ詳ナラス、

とあり、とくに「興国元年の海嘯」との関連については、触れていない。木造村の項にみえる白髭水については会津の例が引用されており、「会津旧事雑考」（『福島県史料集成』第4輯 福島県史料集刊行会 1963年 65頁）天文5年（1536）6月28日の条に、次のように見える。

六月二十八日、洪水民屋亦多漂流時白髭翁坐屋棟流去因俗称白髭水、至今譬為洪水極今日鶴沼川亦大北決變為今大河（下略）、

これは、「新撰陸奥国誌」の記事内容とほぼ合致する。会津地方で記録された白髭水は、やはり津軽地方における藩政時代以来の大洪水伝説とかわりはないし、津軽地方の年代がはっきりしないのに対して、天文5年6月28日と日付けが判明していることは会津地方の特徴であろう。それはともあれ、確認はできていないが南部地方にも同様の伝承があったといわれていることも含めて、白髭水伝承は明治初年の段階でみても、かなり広範な流布地域をもっていて、津軽地方にのみ限定されていたのではなかった⁽¹⁹⁾。

明治32年（1899）に佐藤弥六が編集した津軽地方の地理・歴史案内ともいうべき『津軽のしるべ』（今泉書店刊）には、「前代歴譜」並びにそれを踏まえた「新撰陸奥国誌」にみえる、「興国元年の海嘯」伝承が記されており、この時点でも白髭水との関連には言及していない。しかし時代は若干降り、昭和18年（1943）に刊行された小友叔雄『津軽封内城址考』（青森郷土会刊）においては、「興国元年八月颶風起り糠部と津軽の地漂流して死者拾万人、此時十三城も破壊したと云ふ。後世に至るも猶是を恐れてゐる所の所謂白髭水の大洪水である」と、両者の合体が明確になされている⁽²⁰⁾。この小友氏の所説が、のちに『西津軽郡史』（郡史編集委員会 1964年 181頁）にそのまま掲載されることになり、いよいよ「興国元年の海嘯」は白髭水なのだという言説が、あたかも通説であるがごとく巷間に定着してゆくことになった。

本章で述べたことを整理するならば、白髭水伝承は、「津軽一統志」編纂のさいにはその存在が確認され、少なくとも津軽地方には広範に広まった洪水伝説であった。しかしその年代につい

ては、異聞録に見えるように、文治以前という説もなされているようにかなり曖昧な伝説的な時代と考えられていた節がある。一方の「興国元年の海嘯」は19世紀の初めには成立したとみられる、津軽家の家譜「前代歴譜」にきわめて整然とした形で記録された伝承であった。これらは本来は結び付かないものであって、藩政時代にも、また近代に入っても「新撰陸奥国誌」に見られるように、まったく別物として取り扱われていた。しかし、これらの情報はいつしか合体して考えられるようになり、1940年代には、「興国元年の海嘯」=白髭水という認識が形成されるようになった。それが現在に至るまでいろいろな形をとり、最終的には本章の初めにおいて記した「十三津波伝承」へと進化し、広く社会に敷衍するようになったのである。今まで何度も述べているように、両者は別々の伝承であって、その歴史的な変遷を本章では明確にしてきたが、本旨に立ち返ると、これらの伝承と中世十三湊の歴史とはクロスしないし、中世・近代の側からもこれらの伝承を跡づけるような確たる史料は、存在しないことを明記しておきたい。

3 「奥州十三之図」の年代について

函館市立図書館に、「慶安元年極月 奥州十三之図」と題箋に記された十三湊の絵図（以後、函館本十三絵図と略記）が収蔵されている。この絵図は、前掲の『国立歴史民俗博物館研究報告』第48集の報告にあって、既に若干の紹介がなされており（同報告書においては、『青森県史』第1巻所収 1926年 青森県 412頁と413頁の間に収載された図版の「十三絵図」-以後、県史本十三絵図と略記-をもとにしているが、函館本十三絵図と県史本十三絵図はほぼ同様のものと見て支障はない）、『青森県史』第1巻所収の絵図に記されている記事に従って、天和3年（1683）の時期の十三湊を描いたものではないかと推定している（同報告書307頁）。そこで問題となるのは、函館本十三絵図と県史本十三絵図はほぼ同じものであるにも関わらず、前者が慶安元年（1648）12月、後者が天和3年11月15日と年代が相違することである。まずこの点から解きほぐしてゆく必要がある。

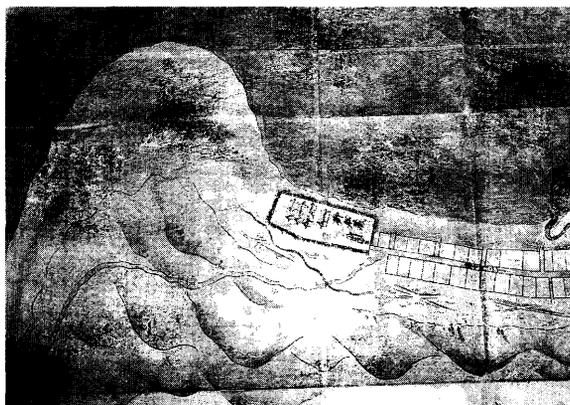
さて国日記天和3年正月13日の条には次のように記されている。

一、鯨ヶ沢絵図前々雖有之悪敷候ニ付、今度伝左衛門ニ被仰付、御大工小頭斎藤孫左衛門ニ申付、則絵師上村半兵衛も遣、一部二間絵図出来、御前_ニ差上候処、入御意、如斯深浦・大間越・小泊・青盛（森）・大浜・十三・浅虫も可仕之由被仰出之、（カッコ内は筆者）

右の記事によれば、天和3年以前に存在した鯨ヶ沢の絵図を2間を1分の割合で描き直させ、同様に深浦・大間越・小泊・青森・大浜（現在の青森市油川）・十三・浅虫の各絵図も再調製を命じたというものである。県史本十三絵図には、「天和三癸亥十一月十五日 壺分二間ノ割」とあることから、同絵図は右の再製作の結果描かれた絵図であろうと推測される。さらに同様の絵図は、鯨ヶ沢のそれを含めて8点を藩では所蔵していたのであって、これらの絵図が果たして現存しているか否かが問われよう。筆者の調査の範囲では、これらの一連の絵図の中で、残存する

のは函館本十三絵図の他に、同館の「慶安元年極月 奥洲深浦之図」・「寛文二年五月十日写 陸奥国鯨ヶ沢之図」が、それに該当するのではないかと考える⁽²⁾。上記の3点の絵図は、狩野派の画風で、彩色等も含めてほぼ同様の絵師の手になるのではないかと推測される。また町方の屋敷割・道路・建造物の描き方、地名などの表記の仕方、内容的にも領主側で必要と認める、番所・御蔵・御用屋敷・沖番所・廻船札・高札・街道名・町名・寺名などが、建物などの簡単なスケッチとともに各絵図に必ず描き込まれていることから、統一された基準に従って製作されたことを伺わせる。

したがって前記3点の十三・鯨ヶ沢・深浦の各絵図は、同一の時期、同一の方法でもって、同一の年代の各町の姿を描写したものと見て大過なからう。また函館本十三図は、県史本十三絵図のように「壱分二間ノ割」の記載が見えないので、天和3年の再製作が行われる以前の絵図ではなからうか。それでは、各絵図の題箋に記されている十三と深浦の慶安元年12月、鯨ヶ沢の寛文2年(1662)5月10日の写であるという文言を信用することは可能であろうか。その点が問題になってこよう。慶安元年ははまだ国日記の記録を開始していないことから、後世の編纂史料である津軽一統志や津軽編覽日記・封内事実秘苑などを検索したところ、これらの絵図類を慶安元年の前後に作成させたという指令ないし関係記事は全く見当たらなかった。この点からの作成・成立年代の立証はできない。鯨ヶ沢絵図の場合は、書写した年代が弘前藩の国日記が開始する寛文元年以後に該当することから、関係記事を検索したが、残念ながら寛文2年5月の各日条には、それを指し示す記録は見当たらなかった。しからばこれら3点の絵図の中に見えるさまざまな情報を検討して、年代を考証するしか道は残されておらず、現在のところ確実な情報に依拠して年代を判定できるような決め手と考えられるものは見つかっていない。



第91図 「陸奥国鯨ヶ沢之図」の船蔵の付近

しかし、鯨ヶ沢絵図の「御船蔵」の南側(第91図参照)、現在の鯨ヶ沢富根町に延寿庵が描写されておらず、同庵は旧『鯨ヶ沢町史』第3巻(鯨ヶ沢町 1963年 43頁)によれば、承応3年(1654)の創建と伝えられる(鯨ヶ沢町の桜井冬樹氏のご教示による)。この創建説を信用するならば、鯨ヶ沢絵図は承応3年以前に製作されたものと判断され、これら一連の絵図類の題箋にある年代の慶安元年の年記は、正

確さを増してくることにならう。確実な史料でもって現在判断できるのは、次の点である。すなわち函館本十三絵図は、天和3年以前の十三湊の姿を描いたものであることは間違いなく、鯨ヶ沢絵図などの一連の絵図との関わりあいからみて、さらに遡って慶安元年という年代を正確には

押さえ切れないにしても、17世紀前半の十三湊を描写した絵図と見ても良いのではなからうか、と考えるのである。

おわりに

本稿に掲げた3つの主題は、互いに直接関わりあうものではないが、中世から近世の十三湊、並びに十三湊の歴史的な機能を考慮した場合、北日本地域を含めた日本海文化・交易を研究する上で、もっとも基本的な問題であるといってもよいのであり、従来の研究史のうえではやや等閑視されてきたものであった。なぜ余り触れられてこなかったのかといえば、問題にするには自明のことが構成要素にあまりにも多く含まれていたのと、史料的な制約が当然のごとく行く手に横たわっていたからにほかならない。

さて、本稿で明らかにした点をここで改めてまとめてみたい。最初の十三湊の地名呼称については、次のようになろう。中世にあっては、「時宗過去帳」に見えるように、訓読み「とさ」の呼称がなされ、その漢字表記は、土佐・十三のいずれも存在した。近世に入ると、中世の表記並びに呼称も継続して使用され、慶安2年には十三は「とさ」と、呼称が藩政史料に明確に見えるので、中世のそれは間違いなく近世でも正式な地名呼称として生きていた。しかし中世とは比較にならぬほどの、近世における漢字文化の浸透にともない、当然音読み表記も併用されたと考えられ、弘前藩では元禄13年に音読み「じゅうさん」の停止と、本来の呼称である訓読み「とさ」を使用すべきことを布達した。従来いわれてきた土佐守忌避による地名呼称の「とさ」から「じゅうさん」への変更は、実体のないものであることが、右の論証の過程で明瞭になったと思われる。

さて、幕藩体制後期に入ると、「そとがはまきしょう」や「津軽見聞記」に見えるように、次第に訓読みと音読みの併用が著しくなり、幕藩体制が決定的に音読みへ踏み切ったのは、享和3年の郡村仮名附帳編集事業による地名調査の結果の書き上げの時であった。弘前藩では、従来の訓読みを改め、十三は村名も湊名も浦名も全て音読み「じゅうさん」へと変改し、ここに漢字表示地名が呼称地名を圧倒してゆく姿が見られたのである。幕藩体制による地名呼称表記が19世紀初頭になされたことによって、現在に至るまで我々は十三を音読み「じゅうさん」と呼んで怪しまず、しかもその経過にも余り疑問をさしはさまない状況が継続したのであった。支配権力による地名表記ならびに呼称の正式な確定があっても、実際の十三湖の湖水面一帯は、小字の「土佐」であって、すなわち訓読みの「とさ」が厳然として生きており、この地名の痕跡が本来の地名の在り方を、みごとに表現しているといっても過言ではなからう⁽²⁾。

第2の課題として掲げたいいわゆる十三津波伝承については、前掲の拙稿で多くの検討すべき点は明確にしておいたが、本稿ではなかでも白髭水伝承の再吟味と、「興国元年の海嘯」伝承との関わりについて掘り下げる作業をおこなった。白髭水伝承は、近世津軽地方にあっては、「津軽一統志」に見えるように高倉明神と岩木権現の取り合いによる大洪水伝承として、きわめて漠然

とした言わば津軽地方における神話時代の伝承に属する性格を持つものであった。それが寛政期の異聞録になると、文治以前の大洪水伝承とする認識が生まれ、津軽氏の伝説的な先祖の十三藤原氏との関わりにもわずかながら触れられるようになった。しかし津軽家の家譜「前代歴譜」に見える「興国元年の海嘯」伝承との合体は見られず、明治初年に成立した「新撰陸奥国誌」にあっても両者は全く別物として取り扱われていた。この両伝承が結び付くのは、1940年代に入ってからであり、白髭水を「興国元年の海嘯」とみなし、安藤氏との関わりで十三湊の盛衰にまで発展させた、いわゆる十三津波伝承は、きわめて新しい時代に形成されたものであった。つまり白髭水伝承と「興国元年の海嘯」伝承の安易な接続が、現行の十三津波伝承を生み出したのであって、その観点から伝承といえども史料の再検討はなされる必要があり、中世安藤氏ならびに十三湊の歴史が歪められることがあってはならないと考える。

第3の課題として掲げた函館市立図書館蔵「奥州十三之図」の年代については、少なくとも天和3年以前の絵図であることは間違いなく、十三の絵図とほぼ同年代の絵図と推定される同館の鯉ヶ沢・深浦の各絵図とを合わせて考証した結果、確たる史料で慶安元年の時期のものであるとの立証はできなかったが、17世紀前半の各湊を描写した絵図ではないかという推定は成り立つことを述べた。史料上の制約もあり、絵図についてはこれ以上の類推を差し控えることにしたい。

以上3つの主題についてまとめたが、いずれも今後の十三湊研究を進めてゆく上での基礎的な作業に過ぎないことを述べておきたい。国立歴史民俗博物館を中心とした、このたびの十三湊の発掘調査が貴重な成果を我々にもたらしてくれたことは感謝にたえない。しかし今後の十三湊の解明には歴史考古学の成果しか残されていないということではなく、文献史料による検討すべき課題も残されているのであって、とくに中世から近世にかけての十三湊については不明のところが多く、加えて弘前藩四浦の一つとしての近世十三湊・浦の研究から、逆に中世十三湊解明の手掛かりとなる糸口を或いはつかめるのではないかと考える。今後も、文献史料や絵図史料からの十三湊研究を継続することが不可欠であろう。

注

- (1) この他に、小島道裕「十三湊と福島城について」(『地方史研究』244号 1993年)において、1992年度までの調査の概要と出土遺物・遺跡についての紹介がなされている。また1993年10月24日に開催された市浦シンポジウム「遺跡をさぐる北日本—中世都市十三湊と安藤氏」にさきだって、小島氏が東奥日報紙上に「中世都市十三湊と安藤氏」と題して、同年10月18日から22日まで5回にわたって連載し、調査の概要を紹介した。
- (2) 吉田東伍『増補大日本地名辞書 奥羽』第7巻(富山房 1988年復刻)1088頁、加藤鉄三郎「津軽十三湊研究に就いて—古田教授に答う—」(『うとう』第41号 1957年)、同「十三名称問題の帰結」(『うとう』第45号 1958年)があり、加藤氏の前者の論文は、古田氏論文に対する反論であった。
- (3) 『十三塚—現況調査編 神奈川大学常民文化研究所調査報告書 第9集』(平凡社 1984年)には、現在の市浦村十三地域には、十三塚の所在は報告されていない。また柳田國男「十三塚」・「十三塚の分布及其伝説」(『定本柳田國男集』第12巻所収 筑摩書房 1974年)にも、同様に十三塚の報告はない。
- (4) 例えば山田秀三「十三瀉のアイヌ語系地名」(『うとう』第45号 1958年)が見受けられるが、筆者

はアイヌ語系地名を専門としていないので、トサはアイヌ語に由来するという同氏の言説に対して保留をしたい。

- (5) 刊本では大橋俊雄編『時宗過去帳 時宗史料第一』（時宗総本山清淨光寺内教学研究 1964年）129頁に該当部分が見える。他にも片カナ表記で「トサ」の地名が記録されているが、土佐か十三なのか判定のしようがないので、この部分については除外した。
- (6) これから検討する慶安2年（1649）の「津軽領分大道小道磯辺路并船路帳」（弘前市立図書館蔵）のほかに、「湊之巻」（岩瀬文庫蔵）、「伊勢かすみ判紙」（福士貞蔵『津軽異聞珍談』所収）、「東北海船行図」を依拠史料として議論を展開している。これらは「津軽領分大道小道磯辺路并船路帳」と同様、全て「とさ」と訓読みであって、音読みの表記はない。なおこれらの史料は、所蔵先が記されていないか、現在では所在が不明のものもあることから、原史料を筆者は未見である。しかし前記の慶安2年「津軽領分大道小道磯辺路并船路帳」の史料的価値をもってすれば、これらの史料のそれを補いうると考えるものであり、あえて本稿において検討の対象としなかった。
- (7) 当該の国絵図は、正保2年12月28日、江戸幕府へ提出した領内絵図であって、絵図の表書によれば、貞享2年（1685）3月26日に書写したものという。
- (8) 当該の史料は『弘前大学國史研究』第75号（1983年）に、福井敏隆氏が史料紹介をしている。藩政初期の津軽領内の交通や地名を知る上で貴重であるから、是非参照されたい。
- (9) 「弘前藩庁日記 江戸日記」（弘前市立図書館蔵 江戸日記と略記する）元禄13年9月朔日の条によれば、同日に信政の世子信寿の土佐守任官の知らせが老中の阿部豊後守正武から届き、同日藩主信政と信寿が御礼言上のため阿部の屋敷へ出掛けている。待ち兼ねていた世子の土佐守任官を見届けて、2日後の同月3日、信政は国元へ出立した（江戸日記同日の条）。その際、世子の信寿は帰国しなかった。

すなわち土佐守の官職名は、弘前藩が老中へ懇請した結果得られたのであった。したがってこのような背景を考慮した場合、前代の3代藩主信義の時に官職名を忌避した前例がもし存在したとすれば、慣例的にもみても、是非とも「とさ」の呼称は回避しなくてはならないものであろう。

- (10) この点については、弘前藩の側の史料にも混乱がある。「津軽編覽日記」四（弘前市立図書館蔵）元禄13年10月28日の条に、

一、同廿八日、^{トサ}十三之事、自今以後^{トサ}十三と唱候様被仰出之、

とあり、国日記の同年同月18日の条と、全く逆転した記載の仕方をしている。また『平山日記』（みちのく双書22所収 青森県文化財保護協会 1967年）の元禄13年10月の条には、「改十三訓以音十三令出ス」と、前記「津軽編覽日記」と同様の記載を掲載している。しかし、史料的価値からすれば国日記に見えるところが最も正確であり、しかもこの後の呼称の推移からみても国日記所載の記述は信用するに足るものであることは間違いない。

- (11) 塚本氏によれば、「盛岡藩家老席日誌」によって盛岡藩では享和3年閏正月以前に郡村仮名附帳調査の布達を受け取ったとしている（同氏著224頁）。弘前藩では今のところ、残念ながらこの点について確認ができていない。
- (12) 本稿では、刊本の「津軽一統志」（『新編青森県叢書』第1巻 歴史図書社 1973年 所収）を、あまりにも誤植が多いので使用しない。弘前市立図書館蔵八木橋文庫のなかで、現在知られている「津軽一統志」の最も古い書写年代である、明和3年（1766）の奥書のある写本を用いた。
- (13) なお弘前藩で藩政確立期の貞享元年（1684）から実施した、領内総検地の結果をまとめた「陸奥国津軽郡御検地水帳」（弘前市立図書館蔵）など914冊には、十三村の検地水帳は存在しない。したがって藩政時代における十三村の小字については、よくわからない。

なお、新谷雄蔵氏のご教示によれば十三湖の湖水面一帯が、土佐の小字であるということである（『市浦村十三湖中島遺跡発掘調査報告書』同村教育委員会 1986年）。また近世より所在する十三の湊迎寺の山号は、土佐山である（『津軽一統志』首巻）。

- (14) 拙稿では、「海嘯とは津波のこと」（40頁）と記述したことから、最近「海嘯」は津波なりやという疑問が呈された。『大字典』や『諸橋大漢和辞典』などの漢和辞典のレベルでは、海嘯の項に津波と記している。しかし机上で簡便に使用できる『岩波国語辞典』や『広辞苑』などでは、海嘯を満潮時に遠浅の海岸、とくに三角形に開いた河口部に起こる高い波とあって、確かに地震による津波などとは区別した説明がなされているようである。しかし本稿でも依拠した「前代歴譜」などに見る文言を検討すれば、大津波を海嘯と言い換えている部分もあり、また後に掲げる近代の『津軽のしるべ』

(今泉書店 1899年)にも津波を海嘯としている。古田氏論文にあっても地震による海嘯の可能性という文言が見えることから、近代にはいつからでも当時の人々にとっては、このようなかたちでの厳密な海嘯の意味合いの区別は存在せず、津波(原因はさまざまであろうか)を海嘯と認識していたと見て差し支えなからうと思う。この件につき、さまざまなご教示を与えて下さった安本美典氏へ感謝申しあげる。

(15) 箕浦幸治・中谷周「柱状堆積物試料から推定した十三湖と周辺砂丘間湖沼の堆積環境史」(佐々木孝二編『総合研究津軽十三湖』北方新社 1988年 所収)などがある。

(16) 異聞録の東京大学史料編纂所における図書番号は、「2041・21・5」。同書は明治17年(1884)8月、「青森県小山内建麻呂蔵書」を写したものである、と奥書にあり、同書中に朱書が各所に見えるが、これは小山内建本が校訂したものであると断っている。その朱書に、異聞録編者の「茂招」は「義昭」ともみえるところがあるが、本稿では一応異聞録本文にしたがって、「茂招」としておく。編者については不詳。

なお最近公開された弘前市立図書館蔵八木橋文庫に同書が2本所蔵されているが、YK214・24本と校合したところ、東京大学史料編纂所本の方が筋が良いようであり、もう一本のYK214・20本は同書の抜粋のため、白髭水の箇所が収録されていない。

(17) 「前代歴譜」などの津軽家の家譜類は、前掲注15の佐々木孝二編『総合研究津軽十三湖』の史料編に収載してあるので、参照されたい。

「颯風」については、拙稿「近世十三湊の成立—付説 十三津波伝承に関する一論—」(国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社 1994年)において、考証した。

(18) みちのく双書本の「新撰陸奥国誌」第3巻179頁にみえる箇所では、「会津旧事雑考」が「会津苗事雑考」となっており、完全な誤植であって、このような書名は存在しない。なお「南部ニモ…」以下は、二行の割書である。紙幅の関係からこのようにしたことをお断りしておく。

(19) 佐々木孝二「津軽十三湖をめぐる伝承と文化」(前掲注15の『総合研究津軽十三湖』)にあって、同氏は白髭水伝承の東北地方における広がり指摘している。

(20) 大友氏は、「興国元年の海嘯」を白髭水の大洪水としており、津波とは記していない。いまだ十三津波伝承の姿にはなっていない部分がある。

(21) 本稿で取り上げた函館市立図書館の十三・深浦・鱈ヶ沢の絵図は、各絵図の端にある鉛筆による書き込みによれば、いずれも昭和13年(1938)6月13日、同館が弘前市の松野武雄氏より購入したものである。十三の絵図は図書番号は002901-0002-7002、深浦の絵図は002901-0002-7003、鱈ヶ沢の絵図は、00290-0631-7001であった。

(22) 本稿で得ることができた、十三の地名呼称の結論が承認されるならば、注1に掲げた市浦シンポジウムにおいて、網野善彦氏が「中世の日本海交通」と題して講演された際に出された若干の疑問は水解するであろう。すなわち正保2年(1645)に寄進された、敦賀気比神宮の大鳥居の材木は、材質がアスナロであり、「気比宮社記」にその産地は「土佐」とあったことから、産地については土佐、佐渡、津軽の各説があった。網野氏は岡田孝雄氏の説を紹介して、この「土佐」はじつは「十三」ではないかとの推測を披露された。しかし3代藩主津軽信義のいわゆる土佐守忌避問題を絡めて、当時十三を「とさ」と訓読みしたものか不明の点もあって断定を避けたようにみえた。本稿において明らかにしたように、当時の藩政史料に「じゅうさん」ではなく「とさ」が正式地名として記載されていることを踏まえれば、気比神宮の大鳥居の材木は、「気比宮社記」に見える、「土佐」=とさ=十三からもたらされたものとして支障はなく、網野氏の紹介された岡田氏の説は正鵠を射たものと見て差し支えない。

(弘前大学人文学部、国立歴史民俗博物館特定研究協力者)

〈付 記〉

本稿は、1995年度科学研究費補助金(一般研究C)「中世十三湊の近世的再編過程に関する研究」による研究成果の一部である。

Basic Research on Early Modern Period at Tosa-Minato

HASEGAWA Seiichi

This report deals with three fundamental aspects of the medieval Tosa-Minato Site. These are outlined below.

1- The kanji characters used to write this place-name mean the number thirteen, which can be read 'Tosa' in the 'kun-yomi' style or 'Juu-san' in the 'on-yomi' style. This research demonstrated that Tosa was used commonly up to the medieval period, but during the Edo Period, Juu-san was used as well. In 1803, when a document listing place-names in Tsugaru District, Mutsu Province (modern day Aomori Prefecture) was prepared, the Hirosaki feudal lord officially adopted on-yomi for all kanji place-names. This change is characteristic of changes in pronouncing place names during the Edo Period, when ability to read kanji characters became widespread.

2- The Tosa Tsunami Legend was shown to be a combination of two previously distinct legends; the White-beard Water Legend and the Tidal Bore of Kōkoku Legend. These two legends were recorded during the Feudal Period, but both became widely known during the Modern Period, and by 1940 were fused into the Tosa Tsunami Legend.

3- The Ōshū-Tosa Map (property of Hakodate City Library) has been dated to December, 1648. Comparison with the Ajigasawa and Fukaura Harbor Maps (also property of Hakodate City Library) showed that the Tosa Map was certainly produced before 1683. Verification of the 1648 date, however, was not possible.

Most likely these maps were part of a project to depict harbors during the first half of the 17th century.

These three aspects may seem unrelated, but are fundamental to further studies on the medieval and feudal period history of the Tosa-Minato Site.